

# 国際商事法務

KOKUSAI SHŌJI HŌMU

JOURNAL OF THE JAPANESE INSTITUTE  
OF INTERNATIONAL BUSINESS LAW

Vol.32, No.8

2004

アメリカにおけるビジネス方法特許の最近の動向  
技術標準と特許～標準化活動に伴う日米における法的リスク  
知的財産権の国際裁判管轄問題と国際取引への影響  
国際法務と海外子会社戦略  
ヴェトナムにおける証券規制の整備状況と証券市場の活性化策  
大学における米国裁判制度に関する教育メソッドの紹介  
英文契約200のQ&A〔連載〕

社団法人 国際商事法研究所

社団法人 國際商事法研究所

[役員]

理事長 伊藤 正己  
理事 鈴木 光夫  
理事 谷川 久  
理事 中野貞一郎  
理事 松下 满雄  
常務理事局長 姫野 春一  
監事 霜越 一男

[研究委員]

伊藤 正己 研究委員長 東京大学名誉教授  
鴻 常夫 東京大学名誉教授  
小原 喜雄 神戸大学名誉教授  
川又 良也 大阪国際大学教授  
北澤 正啓 名古屋大学名誉教授  
澤田 寿夫 上智大学名誉教授  
谷川 久 成蹊大学名誉教授  
土井 輝生 札幌大学教授  
中川 和彦 成城大学名誉教授  
中野貞一郎 大阪大学名誉教授  
星野 英一 東京大学名誉教授  
松下 满雄 東京大学名誉教授  
三ヶ月 章 東京大学名誉教授

JOURNAL OF THE JAPANESE INSTITUTE

OF INTERNATIONAL BUSINESS LAW

Vol.32

No.8 (KOKUSAI SHŌJI HŌMU)

August 2004

Contents

Copyright 2004 by The Japanese Institute of International Business Law, Inc.

Mine Your Own Business-Finance-related Companies

Invest in Obtaining and Enforcing Business Method

Patents in the U.S. Bradley Lytle, Philippe Signore

(transl.) Hiroshi Yamamoto 1003

Standardization and Patent: Legal Risk Associated with Standardization Activities in U.S. and Japan

Yoshimi Ohara, Michael D. Kaminski 1010

The International Jurisdiction of Court on Infringement of Intellectual Property and its Effect on International Transaction

Satoshi Nakajima 1018

International Legal Strategy for the Overseas

Subsidiary Toshiaki Hasegawa 1036

Securities Regulation in Vietnam and Development

Strategy of Vietnam Securities Market

Nguyen Thi Anh Van, Michiyo Hamada 1049

A Method for How to Teach the U.S. Judicial System at a University in Japan

Atsuko Sese 1069

The United States Bankruptcy System and the Japanese Bankruptcy System: A Comparison

Scott W. Wright

(transl.) Toshiaki Hasegawa, Yoshinobu Mizutani 1027

New Movements of Legislation in Taiwan

Tatsuo Fukuyama 1061

Analysis of New Japan-U.S. Income Tax Treaty

Yutaka Kitamura 1040

The Study of the Public Welfare Donation Law of the PRC

Minehiro Nishimura 1076

Basics of U.S. Company Laws for Japanese Expartiates

Noriyuki Shimoda 1089

Analysis of Court Judgments and Tax Tribunal

Decisions concerning International Taxation

Taku Sonoura 1094

The Interrelation between Tax Treaties and Domestic

Tax Law Eiichiro Nakatani, Koichi Inoue 1103

The Present Korean Law: Case and Legislation

Kim Sang-Soo 1126

Case Note on EC Business Law: EC Directive 93/13 and

Failure by a Member State to Fulfil its Obligations

Hiroyuki Konno 1086

Cyberspace Law Cases

Susumu Hirano 1120

Recent Developments of Chinese Laws

Shigehiko Ishimoto, Zhang Jiwen 1082

Leading Cases in China

Yukitaka Murakami 1124

Traveling Abroad

Kazuo Kazumi 1134

Brussels Watch

Ivo Van Bael 1130

〈Novel〉The Trade War: Lessons from the Dumping Case

in Canada Kazuo Kazumi 1134

International Commercial & Maritime Case Notes

(ed.) Kazuo Iwasaki 1132

Recent Literature of International Business Law

Kazuhiko Nakagawa, Hiroyuki Konno 1143

※本誌専用ファイルがございます。ご注文は当研究所事務局まで。 1,260円（消費税込）  
電話 03(3553)6838~9 FAX 03(3555)1545  
E-mail: ibl@ibltokyo.jp  
http://www.ibltokyo.jp

# アメリカにおけるビジネス方法特許の最近の動向

ヨーロッパ委員会でビジネス方法特許が特許対象となるかどうかを検討している間に、アメリカでは企業によるビジネス方法特許の取得と権利行使で忙しくなっている。このような状況を知っているかどうかにかかわらず、とりわけ、ファイナンス関連業界の銀行、仲買業者および保険会社は、アメリカのビジネス方法特許の最近の急激な関心の高まりに衝撃を受けている。独占的な法的権利の強さを知っている企業は、ビジネスのために発明を発掘し、自分たちの発明がカバーするビジネス方法特許に対する投資を増やしている。

## I 「ビジネス方法」とは何か？

アメリカ法でビジネス方法がどう定義されているか実際には誰も知らない。制定法には有用な知見は提示されておらず、単に「ビジネスを行う」方法と記載されているに過ぎない。連邦巡回控訴裁判所(CAFC)(特許控訴事件の専属管轄権をもっている)は、ビジネス方法を定義していない。1998年の有名な State Street 事件の判決で、裁判所は定義を差し控え、ビジネス方法については、他の方法と同じように(特許要件を)処理すべきとしている。

\*Bradley Lytle, 米国弁護士, Oblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt, P.C. (アメリカ合衆国バージニア州) パートナー

\*\*Philippe Signore, 米国弁護士, Oblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt, P.C. パートナー

\*\*\*やまもとひろし, 東芝テクノセンター(株)

ブレッドリー・レイティ\*

フィリップ・シグノア\*\*

山本 宏\*\*\*訳

アメリカ特許庁における多くの関係者は、アメリカ特許分類クラス705を「コンピューターで処理されるビジネス方法」と称しているが、一般には、クラス705は、「ビジネス方法」クラスといわれている。このクラス705には、データ処理操作をする装置および対応する方法であって、……、その装置および対応する方法は、企業の実務、事務または管理、あるいは、財務データの処理のために特別に設計され、または利用されるという定義がある。クラス705は、また、物品またはサービスの費用を決定する装置および対応する方法を対象として含んでいる。

一方では、ビジネス方法をクラス705の対象として定義することは、実務的であり、統計的なトレンド分析ができるようになる。他方では、ビジネス方法を包括する特許は、クラス705に含まれず、他のデータ処理クラスに入れられることがあるから、かかる定義に含まれないものもある。たとえば、ブリベイドの無線通信運営

- I 「ビジネス方法」とは何か？
- II 最近の動向
- III 誰がビジネス方法特許を取得しているのだろうか？
- IV どんなものが特許になっているか？
- V ファイナンス関連企業は特許をライセンスしたり権利行使をしている
- VI 強力な特許ポートフォリオの利益
- VII 結論

方法に関するアメリカ特許第6,157,823号は、クラス455（通信）および379（電話通信）に分類されているが、クラス705には分類されていない。さらに、クラス705の特許は、ビジネス方法を請求していない場合があるから、当該定義は余計なものまで含むこともある。たとえば、クラス705特許は、タクシーメータや郵便メータに関するものが多くあり、それらの特許は、ビジネス方法よりもっと従来のハードウエアに類似している（ヨーロッパ特許庁でさえもタクシーメータに特許を付与している）。余計なものまで含まないようにするには、クラス705のサブクラスを検討すればよい。たとえば、サブクラス705/35は、「ファイナンス」、サブクラス705/4は「保険」となっている。それらは、財務や保険セクターのみにそれぞれ関連する特許を含んでいるから、とくに興味深く検討できる。

アメリカ特許分類は、コンピューターを用いたビジネス方法特許に特化したクラスを有しているが、その鏡像関係、つまり、コンピューターを用いないビジネス方法特許というクラスはまったくない。人が実行するビジネス方法をアメリカ法は認めるべきかどうか論争となっている（In re Bowman）ことから、アメリカ特許庁はそのようなクラスを設ける必要性を少なくとも部分的には否定するだろう。そのうえ、方法クレームは、なにがそんなに特別なのであろうか。「ビジネスシステム」を記載した特許のみを扱うクラスがあるではないか。

## II 最近の動向

1996年以前、アメリカ特許庁の見解としては、明示的、かつ、公式に、ビジネス方法は、特許の対象ではないというものであった。しかし、この除外規定があっても、注意深く作成された特許出願によっては、ビジネス方法とシステムを包括する特許が取得できなくはなかった。たとえば、1982年もの早い時期に、メリルリンチは、マージンプローケージ口座、チャージカードおよびチェックを含む加入者口座を処理し管理するシステムに関する特許（アメリカ特許

4,346,442号）を取得している。1983年にデラウェア連邦地裁は、メリルリンチ特許は、コンピューター化され、かつ、「高度の有用性がある」ビジネス方法を請求しているから、特許の対象となると判示している。

1996年にアメリカ特許庁は、ビジネス方法が特許対象ではないとする明示的除外規定を審査手続規定から削除した。1998年に、CAFCは、特許対象から「ビジネス方法が除外」されていたことはなかったと State Street Bank 判決で明快に述べている。同裁判所は、方法が「実用性（practical application）」に関するものであれば、ビジネス方法であるかどうかにかかわらず、その方法は特許の対象となると説明している。この判決は、一貫性があり、かつ、よく審理された法律判断であって、ソフトウエア関連特許の特許性を検討する場合と同様に「実用性」のテストを基準にしている。とくに、この法律判断は、1981年の連邦最高裁判決 Diamond v. Diehr；1994年 CAFC 判決（エンバンク）の In re Allapat；および1999年 CAFC の判決 AT&T v. Excel を包含している。

あるグループは、State Street Bank 判決に驚き、かつ、心配して、その判決を覆すか、少なくともインパクトを緩和するようロビーイングをした。その結果、議会は、1999年に、新たに特許侵害に対する「先発明」の抗弁を制定した。この変則的な抗弁は、特許法273条に規定され、「ビジネスを行う」方法のみに適用されることになり、したがって、比較的に狭いと考えられている。裁判所はその適用対象の判断をまだ示していない。

アメリカ特許庁は、1999年に始まったビジネス方法関連出願件数の急激な上昇を経験した。アメリカ特許庁は、クラス705の特許出願件数は、1998年に約1300件から1999年に約2800件、2000年に約7800件および2001年に約8700件となつたと報告している。このような爆発的な件数増加の中で、とくに進歩性に関して有効性に疑義がある特許もかなり付与された。たとえば、周知の逆オークションに類似した方法をカバー

しているプライスライン・ドット・コム特許や「ワンクリック」購買方法をカバーするアマゾン・ドット・コム特許の有効性が攻撃的になつた。その結果、アメリカ特許庁は、貧弱な審査の廉で公然と指弾されることになった。

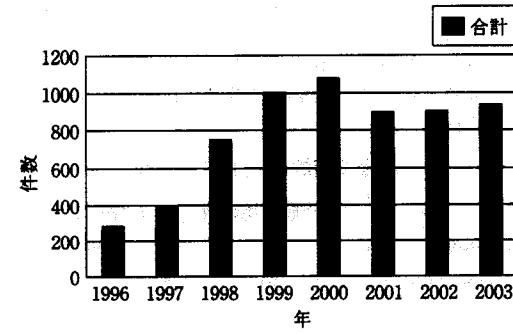
2000年から2001年にかけて、インターネットに対する熱狂的な関心がピークになり、2人の議員がこのたいへん顯示性のある問題について対応し、ビジネス方法の特許性と執行性を対象とした特別法案を提出した。しかし、この法案は通過しなかつた。「ドット・コム・バブル」の高まりと2001年9月11日の事件の後、この問題は政治的なアピールが若干欠け、それ以来新たな立法提案はされていない。

賞賛すべきことに、アメリカ特許庁は、ビジネス方法を請求する多数の特許出願を地道に審査している。特許庁は、新たに審査官を雇用し、ビジネス方法に関する調査と審査のトレーニングをした。クラス705には1999年に約17人の審査官がいたことに比べ、今日では、120人の審査官を擁しているのである。さらに、同庁は、産業界に援助を求め、クラス705に分類される出願のガイドラインを作成した。このクラスの各出願について、審査官は、ビジネス方法に関する特許と判断される特許および特許以外のデータベースの調査をしなければならない。それぞれの許可査定出願について、許可される独立クレームに対して、「許可理由」を明らかにしなければならない。このクラスの各許可査定出願は、「違った観点」からレビューを受ける。これらを実行することにより、ビジネス方法特許については、より充実した審査がなされ、「疑義のある」特許の付与は少なくなっている。事実、クラス705の許可査定率は約26パーセントであり、他のクラスが約65パーセントであることから明らかなるおり、クラス705の審査官は、厳しすぎると言われかねないのである。

許可査定率が低いことと倒産したドット・コムによる出願放棄と相俟って、ここ3年間のクラス705の特許付与件数は平準化してきている。このトレンドは第1図に示されている。当該分

野では大企業が出願を増加し続けているから、クラス705の特許付与件数は引き続き増加すると思う。この点について、クラス705の公開係属出願件数は、印象的であり（2002年および2003年は約6000件/年）、多数の出願があることを示している。加えて、アメリカ特許庁は、敢えて許可査定率をさらに下げるべきでない。この点については、われわれの経験からビジネス方法特許の許可査定率が2001年から2002年の期間よりも2003年が高くなっていることから明らかである。

クラス705特許付与トレンド



第1図：クラス705の特許付与件数。データの出所は、アメリカ特許庁のウェブサイトである。2003年のデータは第3/4半期にもとづいて補完により求めたものである。

### III 誰がビジネス方法特許を取得しているのだろうか？

現在のところ、クラス705の特許権者の多数者は、個人発明家と比較的小企業である。これは、当初、インターネットを中核技術と考えた産業から期待されたとおりである。今でもなお特許性のあるビジネス方法の開発は、大所帯の研究開発を必ずしも要しない。ビジネス方法は、特許出願前にしばしば実施されるわけではない。しかし、多くの大企業は、第1表に示されているように、この分野に積極的である。

ファイナンス関連企業について検討すると、その分野の主だった企業の特許ポートフォリオが第2表から第4表に掲載されている。第2表では銀行についてのデータで、シティバンクとチエイス・マンハッタン銀行は、想像されてい

## クラス705の特許を取得している大企業

企業	クラス705特許付与推定件数
IBM	360
Pitney-Bowes	300
Hitachi	150
Fujitsu	150
NCR	130
AT&T	80
Microsoft	75
Matsushita Electric	70
Walker Digital	60
Citibank	50

第1表：クラス705の特許取得している大企業の例。

データはアメリカ特許庁のウェブサイトから得られたもので、1990年以来これらの企業に書面上譲渡された特許件数を表している。上記データは、特許付与後に当該企業に譲渡された特許件数は含まれていない。

## 銀行の特許ポートフォリオ

	特許取得総件数	クラス705特許件数
Citibank	81	54
Chase Man.	23	12
First USA	16	6
First Union/ Wachovia	5	4
Capital One	4	3
Mellon Bank	3	3
Bank One	4	2
Bank of Ameri.	25	1
Wells Fargo	15	1

第2表：銀行の特許ポートフォリオの例。データはアメリカ特許庁のウェブサイトから入手したもので、これらの銀行に書面上で譲渡された特許件数を反映している。当該データは、特許付与後に銀行に譲渡されたものを含んでいない。

るとおり、きわめて有効な特許ポートフォリオを形成する基礎的な準備にすでに着手している。第3表は、銀行以外のファイナンシャル・サービス会社を対象としている。ビザ、メリルリンチ、アメリカン・エキスプレス、マスターカードは、このグループをリードしている。第4表は、ファイナンシャル機関のハードウエアおよびソフトウェアを提供するファイナンシャル技術企業のデータである。ダイボルトやファース

## ファイナンシャルサービス企業の特許ポートフォリオ

	特許取得総件数	クラス705特許件数
Visa	57	26
Merrill Lynch	34	24
Amer. Express	39	11
Mastercard	15	12
Reuters	26	9
Cantor Fitzg.	4	4
Freddie Mac	4	4
MetLife	16	3
Morgan Stanley	5	3
Hartford Ins.	3	2
Nasdaq	3	2

第3表：ファイナンシャル・サービス会社の特許ポートフォリオの例。データはアメリカ特許庁のウェブサイトから入手したもので、これらの銀行に書面上で譲渡された特許件数を反映している。当該データは、特許付与後に銀行に譲渡されたものを含んでいない。

## ファイナンシャル技術関連企業の特許ポートフォリオ

	特許取得総件数	クラス705特許件数
Diebold	164	19
First Data	54	16
Propri. Finan.	8	8
Finan.Engines	5	5
Finan.Serv.		
Tech Consort.	4	4
NextCard	3	3

第4表：ファイナンシャル技術会社の特許ポートフォリオの例。データはアメリカ特許庁のウェブサイトから入手したもので、これらの銀行に書面上で譲渡された特許件数を反映している。当該データは、特許付与後に銀行に譲渡されたものを含んでいない。

トデータはこの分野で活動的である。全体的には、ファイナンス関連の企業は、自分たちのビジネスのために発明を発掘しており、それらの発明をカバーするビジネス方法特許に対して投資を増やしている。

## IV どんなものが特許になっているか？

ファイナンシャル機関によって実行される活

動は、特許となる方法あるいはシステムに関係がある。特許件数は多く、カバーされる活動は多様であり、特許例を挙げてもどんなものが特許になるかを実際に描写することにはならない。その代わり、特許となる方法あるいはシステムに関する多くの活動を列挙すると以下のとおりである。

銀行口座、ローン、担保の事務手続あるいは管理に関するもので、次のものを含む。

- 口座の開設と終了
- ローンや担保の承認
- 振込み
- 小切手の処理
- 外国為替の提供
- 電子決済
- 電子財布による ATM での銀行オンライン勘定またはクレジットカードの事務処理に関するもので、次のものを含む。
- 信用分析の実行
- クレジットまたはデビットカードの発行または管理
- クレジットカードの活性化と認証
- 利息計算
- ファイナンシャルリスクの予測
- 投資ポートフォリオ、パーソナルファイナンシャルプラン、年金および保険の利益についての事務処理または管理に関するもので、次のものを含む。
- 信用保証の選択（ファイナンシャルプランニング）
- 信用保証取引
- 現金管理
- ストックオプションの実行
- 保険証券についての事務処理または管理に関するもので、次のものを含む。
- 保険料の計算と表示
- 保険請求の処理
- 債務経費の見積
- 死因支払い予測

## V ファイナンス関連企業は特許をライセンスしたり権利行使をしている

特許ポートフォリオをライセンスしなかったり権利行使しなかったりした場合は、どんな収穫があるのか。ほとんどなにもない。この点は、ファイナンス関連企業は十分に理解しているようであり、特許を積極的に行使したりライセンシングしている。第5表は、ファイナンス関連企業が関与した特許訴訟のレポートである。これらの事件の多くは、特許権者がコンペチタの活動を差し止めたり、損害賠償を得たり、ロイヤルティを稼いだり、クロスライセンスによって企業活動を維持したり、あるいは他の特許権者に対抗する権利行使によって利益を得ている。さらに、コンペチタと称している者への抑止力もきわめて強力である。たとえば、コンペチタ Y が特許権者から特許侵害で訴えられたことをコンペチタ X が知ると、コンペチタ X は訴訟に関与する恐れがあるためにそのマーケットには入らないようになる。

## VI 強力な特許ポートフォリオの利益

これらのケースや他の公表されたケースの結果として、ファイナンシャルビジネスの方法特許は、重要であるという認識は広まっている。ファイナンス機関とファイナンスソフトウェア会社の関係においては、特許紛争で緊張感が高まっている。大きな機関は、いろいろな規模の特許権者との訴訟が増えている。強力な特許ポートフォリオは、他の特許権者からの訴訟に対して大きな抑止力になっているし、クロスライセンス契約の基礎にもなっている。大手機関で争うことはまだのようであるが、状況は変わることになるだろう。とくに、大きなマーケットが危うくなれば状況は変わるのである。ファイナンス機関は、特許ポートフォリオを、コンペチタをマーケットから排除する方法および/またはライセンスロイヤルティの源泉と見ている。

ファイナンス機関は、強力な特許ポートフォリオに投資する他の利益を見つけている。企業

第5表：ファイナンス関連特許に関する訴訟例

(特許権者は太字で掲載)

年/月	当事者	アメリカ特許番号および技術	事件の結果
82-84	Paine,Webber v. Merrill Lynch	U.S.Patent 4,346,442. キャッシュ管理口座	裁判所は、特許は特許対象をクレームしていると認定
89-89	College Savings Bank v. Centrust Savings Bank	U.S.Patent 4,752,877 および 4,722,055 不明確 な経費の先物債務の資金供給方法	ライセンス契約により終結
93-99	Meridian v. Chase Manhat- tan, Bank One, Visa, Chem. Bank, Mastercard, Bank of America, GE Capital, et al.	U.S.Patent 4,752,877 クレジットカードインセンティブ報償プログ ラム	ライセンス契約により終結
94-95	Citibank v. Online Resources	再発行特許 30,773; U.S.Patent 4,392,023 5,195,130 銀行業界で使用するスクリーン電話端末	ライセンス契約により終結
94-98	State Street Bank v. Signa- ture Financial	U.S. Patent 5,193,056 ミュチャルファンドアセットのパートナー シップ管理システム	控訴審で特許無効を否定
94-99	Travelers Express v. American Express IPS	マネーオーダーディスペンサ	ライセンス契約により終結。裁判所は、被 告に和解契約にもとづき \$10M の実施料支 払いを命じた
97-03	Katz v. AT&T	Katz のポートフォリオ（約50件の特許）は、 ファイナンシャルサービス電話処理（クレ ジットカードを活用し、資金を提供し、個人 識別番号を変更する）に使用される相互技術 に関するもの。	ライセンス契約により終結。特許権者は、 American Express, Bank of America, Capi- tal One, First Data, First Union, Mellon Financial, Prudential, Wells Fargo, et al. か らライセンス取得。
99-99	Cantor Fitzgerald v. Liber- ty Brokerage	U.S. Patent 5,905,974 電子オークション取引プロトコール	和解
99-02	ESpeed v. Chicago Bank of Trade, Chicago Merchan- tile Exchange	U.S. Patent 4,903,201 自動先物取引システム	被告が特許権者に \$ 30M 支払うことで和解
00-01	S1 v. Corillian	U.S. Patent 6,023,684 金融機関と顧客の通信システム	ライセンス契約により終結
00-03	Milton v. NASDAQ	U.S. Patent 6,014,643 コンピューター化された株取引システム	裁判所は特許無効を認定（オンセールバー および容易推考）
00-	E-pass Tech. v. 3COM	U.S. Patent 5,2726,311 クレジットカード、チェックおよび ID カー ドの使用簡素化システム	係属中
01-	NetMoneyIn v. Mellon Finan., Verisign, Paymentech, Online credit, American Express F.A., Bank One, Citibank, Wells Fargo	U.S. Patent 5,822,737 5,963,917 インターネットによるクレジットカードの支 払い承諾方法	特許権者は、永久差止めと増額損害賠償を 請求、係属中
02-	DataTreasury v. J.P. Morgan	U.S. Patent 5,910,988 6,032,137 銀行書証および情報の電子処理シ ステム	特許権者は、予備的および永久差止めと増 額損害賠償を請求、係属中
02-	First USA Bank v. Paypal Inc.	U.S. Patent 6,227,447 6,341,724 クレジットカード取引の計算方法	特許権者は、永久差止めと損害賠償を請求、 係属中
03-	Reuters v. Bloomberg	U.S. Patent 5,924,082; 5,924,083 および 6,260,025 取引の潜在的相手方のマッチングシステム	特許権者は、予備的および永久差止めと増 額損害賠償を請求、係属中
03-	eSpeed and Cantor Flitzgerald v. Bro- kerTech, et al.	U.S. Patent 6,560,580 オークションによる取引を管理するシステム および方法	特許権者は、予備的および永久差止めと増 額損害賠償を請求、係属中
03-	Decisioning.com v. FDS Bank et al.	U.S. Patent 6,105,007 人の介なしにファイナンシャルアカウント を設立するシステム	特許権者は、増額損害賠償を請求、係属中
03-	Lava Trading v. Sonic Trading Lava Trading v. Royalblue	U.S. Patent 6,278,982 取引業者に取引情報を提供する方法	係属中

間の紛争において、不正競争、商標、著作権あるいは独禁法上の請求に加えて、特許は救済のために他の請求をすることができる。特許法で特許は有効であるという推定規定があるために、特許は強力な交渉ツールなのである。特許侵害にもとづく請求によって損害の回復ができる。もし、特許侵害が意図的であれば、補償的損害賠償額は3倍（「増額損害賠償金」）まで請求でき、したがって、相手方の債務は顕著に増加する。しかも、特許は、発明者たる従業員が退職しても、資産として会社に残る。したがって、特許は、損害賠償金を支払う原資をもっていない個人を訴えるのとは対照的に、競合する会社に対して、競合禁止契約を強行する代替手段となる。

さらに、特許出願（および特許）は、コンペチタの特許について先発明の争いを起こす基礎となりうるので、訴訟によらずにコンペチタの特許を無効にする機会が与えられる。特許出願は、コンペチタの特許を再審査手続あるいは訴訟において無効にするさいに使える先行技術にもなりえる。

ビジネス方法特許ポートフォリオを開発し維持することは、訴訟によらないで利益をあげることである。たとえば、投資家、債権者、株式分析者、および潜在的な企業買収家は、会社の

特許ポートフォリオに影響を受けやすい。さらに、会社は、未実施特許を寄附することによって減税効果を享受することができる。

加えて、会社内部の特許部門は、ファイナシャル会社に価値のある専門知識を提供する。特許部門は、コンペチタの特許活動を追跡し、会社のビジネス分野の展開についての重要な情報を提供する。特許部門は、また、新しいファイナシャル商品がコンペチタの特許を侵害しないかどうかの確認を支援、会社が特許責任を負わされないようにする。

## V 結論

ファイナンスに関する企業は、情報を効率的に利用する知的財産権の利益を享受するために、ビジネス方法特許の取得と権利行使を継続することになる。このような状況で競合するために、企業は強力な国際ビジネス特許ポートフォリオを開発し維持すべきである。

### 〈謝辞〉

著者は、本稿の著作にあたって、調査と準備を援助してくれた IP スペシャリストのメリッサ・ミニアーノ氏に感謝します。

■

本欄は、朝日、毎日、日経3紙のいずれか、又はいずれにも報道されたもののみを掲載している。日付は掲載日を示す。

2004年7月1日～31日

**6日** ロシアの石油会社ユコス、昨年10月に借り入れた約1080億円の協調融資について欧米日の銀行団から債務不履行の通告を受けたことを明らかにした△中国と湾岸協力会議、自由貿易協定締結に向けた交渉を始める

**10日** 早稲田大学、2006年度にシンガポールに大学院を開設する

**12日** 英リンクレーターズ法律事務所、三井安田法律事務所を吸収する（来年4月）

**14日** 公正取引委員会、独禁法違反（不当な取引方法）で米マイクロソフト本社に排除勧告

**16日** 米上場企業会計監視委員会、日本の監査法人6社の登録を認めた△中国国家統計局、4～6月期の国内総生産が前年同期比で実質9.6パーセント増えたと発表△竹中経済財政・金融担当相、閣議に2004年度の年次経済財政報告を提出

**19日** 米上院、WTOのルール違反が確定していた輸出優遇税制を撤廃する法案を可決

**20日** OECD、日本の規制の問題点と提言をまとめた報告書を公表△USTR、WTOの協定違反が確定している日本のリンゴ検疫制度

について、日本政府の改善策が不十分だとして WTO に再提訴した

**22日** 財務省、2004年上半期の貿易統計速報を発表

**24日** OECD、企業年金制度の規制・監督に関する各国共通の指針となる78項目の勧告を公表

**27日** 日本のパソコンメーカーと結んだ OS の使用許諾契約をめぐって公取委から排除勧告を受けた米マイクロソフトは、勧告は不服で拒否することを公取委に通知した

■